

「こども性暴力防止法」が2026年12月25日にスタートします。

～実習生も「性犯罪前科の有無」の確認が求められる可能性があります～

2026年12月25日以降、こども性暴力防止法の施行により、学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。実習生等についても性犯罪前科の有無の確認が求められる場合がありますので、留意点をお知らせします。

【学校や保育所、学習塾など、事業者求められる取組】

- 日頃から、こどもを性暴力から守る環境づくりを進めます。
- こどもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認します。
- 性暴力のおそれがある場合は、こどもと接する業務に就かせないようにします。

【実習生に関する留意点】

- 実習計画において、「こどもと一対一になることが実習上予定されている」、「実習期間が相当長期にわたる」など、実習生がこどもに対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習であると判断された場合、性犯罪前科の有無の確認が必要となる場合があります。なお、性犯罪前科の有無の確認が必要かについて最終的な判断は実習先の事業者が行います。
- 性犯罪前科の有無の確認が必要であると判断された場合、当該学生本人よりこども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。
- 性犯罪前科があると確認された者は、こどもと接する実習等とはできないこととなります。

【本学の対応】

- 「学習支援実習」「介護等の体験」ならびに「教育実習」前に、その参加希望者には上記内容に係る「同意書」、「誓約書」の提出を求めます。
- 定められた期日までに「同意書」「誓約書」双方の提出がない場合、「学習支援実習」「介護等の体験」ならびに「教育実習」への参加を認めません。また、提出後「誓約書」に虚偽事項が認められた場合、当該活動への参加を中止する場合があります。
- 個人情報保護の観点より、「同意書」「誓約書」の個別の提出状況について、本法その他法令に基づく場合を除き、第三者にその情報を提供することは致しません

【参考】

こども家庭庁 HP 「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」

